

JIS 認証業務規程 (LIA-J200) 新旧対照表 (令和元年 7 月 1 日施行)

新	旧
<p><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 1 条 <b>一般</b>財団法人日本エルピーガス機器検査協会(以下「<b>本会</b>」という。)の<b>定款</b>第 4 条第 5 号に定める<b>本会</b>の事業の「<b>産業</b>標準化法に基づく液化石油ガス器具等に関する登録認証機関業務」(以下「<b>認証</b>」という。)の実施に関する要領は、本業務規程の定めるところによるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第 2 条 <b>本会</b>は、<b>認証</b>の業務を実施するにあたり基本方針を以下に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <b>産業</b>標準化法及び本業務規程で規定する事項を遵守し、技術的な能力を維持し、公平公正に業務を遂行する。</li> <li>二 <b>認証</b>の公正な業務を遂行するにあたり必要な手順を定め、特定の<b>者</b>を不当に差別的な取り扱いをすることなく、<b>全て</b>の<b>認証</b>依頼者に対して公平に対処する。</li> <li>三～七 略</li> </ul> <p>(認証に係る業務等の定義)</p> <p>第 3 条 <b>認証</b>に係る業務等の定義は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 「<b>JIS</b> マーク」とは、「<b>鉱工業品及びその加工技術に係る</b>日本<b>産業</b>規格への適合性の<b>認証</b>に関する省令」(以下「<b>省令</b>」という。)第 1 条(表示)に定める表示をいう。</li> <li>二 略</li> <li>三 「初回製品試験」とは、省令第 11 条(認証に係る審査の方法)に定める方法により、<b>鉱工業品</b>の<b>認証</b>に係る<b>JIS</b>への適合性の審査に係る初回の製品試験をいう。</li> <li>四 略</li> <li>五 「<b>認証</b>の区分」とは、<b>認証</b>依頼者が依頼する<b>認証</b>の対象となる<b>鉱工業品</b>の区分をいう。<b>認証</b>の区分は、該当する<b>JIS</b>ごとを原則とする。ただし、次のいずれか又は<b>JIS</b>と次のいずれかの組合せとすることができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ <b>JIS</b>に定める種類又は等級ごと</li> <li>ロ <b>認証</b>依頼者により定義された<b>鉱工業品</b>(<b>認証</b>依頼者の定める型式等)ごと</li> <li>ハ 複数の<b>JIS</b>に係る<b>鉱工業品</b>の群</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 1 条 財団法人日本エルピーガス機器検査協会(以下「<b>本会</b>」という。)の<b>審附行為</b>第 4 条第 5 号に定める<b>本会</b>の事業の「<b>工業</b>標準化法に基づく液化石油ガス器具等に関する登録認証機関業務」(以下「<b>認証</b>」という。)の実施に関する要領は、本業務規程の定めるところによるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第 2 条 <b>本会</b>は、<b>認証</b>の業務を実施するにあたり基本方針を以下に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <b>工業</b>標準化法及び本業務規程で規定する事項を遵守し、技術的な能力を維持し、公平公正に業務を遂行する。</li> <li>二 <b>認証</b>の公正な業務を遂行するにあたり必要な手順を定め、特定の<b>もの</b>を不当に差別的な取り扱いをすることなく、<b>すべて</b>の<b>認証</b>依頼者に対して公平に対処する。</li> <li>三～七 略</li> </ul> <p>(認証に係る業務等の定義)</p> <p>第 3 条 <b>認証</b>に係る業務等の定義は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 「<b>JIS</b> マーク」とは、「日本<b>工業</b>規格への適合性の<b>認証</b>に関する省令」(以下「<b>省令</b>」という。)第 1 条(表示)に定める表示をいう。</li> <li>二 略</li> <li>三 「初回製品試験」とは、省令第 11 条(認証に係る審査の方法)に定める方法により、<b>鉱工業品</b>の<b>認証</b>に係る<b>日本工業規格</b>への適合性の審査に係る初回の製品試験をいう。</li> <li>四 略</li> <li>五 「<b>認証</b>の区分」とは、<b>認証</b>依頼者が依頼する<b>認証</b>の対象となる<b>鉱工業品</b>の区分をいう。<b>認証</b>の区分は、該当する<b>日本工業規格</b>ごとを原則とする。ただし、次のいずれか又は<b>日本工業規格</b>と次のいずれかの組合せとすることができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ <b>日本工業規格</b>に定める種類又は等級ごと</li> <li>ロ <b>認証</b>依頼者により定義された<b>鉱工業品</b>(<b>認証</b>依頼者の定める型式等)ごと</li> <li>ハ 複数の<b>日本工業規格</b>に係る<b>鉱工業品</b>の群</li> </ul> </li> </ul>

新	旧				
<p><b>第2章 認証業務の範囲</b></p> <p>第4条～第5条 略</p> <p>(認証の業務に係る体制及び職掌)</p> <p>第6条 本会の認証の業務に係る体制及び職掌を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 認証の業務を統括する者を認証管理責任者とする。</li> <li>二～六 略</li> <li>七 JIS 認証試験員は、当該鉱工業品の当該 <u>JIS</u> 等への適合性について評価する責任を有する。</li> <li>八 略</li> </ul> <p>(認証の対象とする <u>JIS</u>)</p> <p>第7条 本会の認証の対象は、液化石油ガスの消費の用に供する機械、器具及び材料に関する <u>JIS</u> 及びその中で引用されている <u>JIS</u> とする。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 省令第4条に規定する登録の区分及び第1項に規定するJISの番号は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="147 775 728 901"> <thead> <tr> <th data-bbox="147 775 329 818"><u>登録の区分</u></th> <th data-bbox="329 775 728 818"><u>JISの番号</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="147 818 329 901">S (日用品)</td> <td data-bbox="329 818 728 901"><u>S2120、S2135、S2146、S2190</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第8条 略</p>	<u>登録の区分</u>	<u>JISの番号</u>	S (日用品)	<u>S2120、S2135、S2146、S2190</u>	<p><b>第2章 認証業務の範囲</b></p> <p>第4条～第5条 略</p> <p>(認証の業務に係る体制及び職掌)</p> <p>第6条 本会の認証の業務に係る体制及び職掌を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 認証の業務の総括的な責任者を事務局長とする。</li> <li>二～六 略</li> <li>七 JIS 認証試験員は、当該鉱工業品の当該 <u>日本工業規格</u> 等への適合性について評価する責任を有する。</li> <li>八 略</li> </ul> <p>(認証の対象とする <u>日本工業規格</u>)</p> <p>第7条 本会の認証の対象は、液化石油ガスの消費の用に供する機械、器具及び材料に関する <u>日本工業規格</u> 及びその中で引用されている <u>日本工業規格</u> とする。</p> <p>2 略</p> <p>第8条 略</p>
<u>登録の区分</u>	<u>JISの番号</u>				
S (日用品)	<u>S2120、S2135、S2146、S2190</u>				
<p><b>第3章 手数料</b></p> <p>第9条～第11条 略</p>	<p><b>第3章 手数料</b></p> <p>第9条～第11条 略</p>				
<p><b>第4章 JIS 認証審査員等</b></p> <p>第12条 略</p> <p>(JIS 認証試験員の資格)</p> <p>第13条 JIS 認証試験員の資格は、次の各号に掲げる条件に適合することとする。</p>	<p><b>第4章 JIS 認証審査員等</b></p> <p>第12条 略</p> <p>(JIS 認証試験員の資格)</p> <p>第13条 JIS 認証試験員の資格は、次の各号に掲げる条件に適合することとする。</p>				

新	旧
<p>一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業(大学院においては修了)していること。</p> <p>二 当該 <u>JIS</u> に関する十分な知識を有していること。</p> <p>三 JIS Q 17025 に関する十分な知識を有していること。</p> <p>四 当該 <u>JIS</u> に関する試験に通算して1年以上、若しくは当該 <u>JIS</u> 以外の <u>JIS</u> に関する試験に通算して2年以上実務経験有すること。</p> <p>(JIS 認証審査員等の選任及び解任)</p> <p>第14条 JIS 認証審査員の選任者を <u>認証管理責任者</u>、JIS 認証試験員の選任者を中央検査所長とする。</p> <p>2 それぞれの選任者は、次の各号の一に該当するときは、これを解任するものとする。</p> <p>一 休職、退職及び解雇になったとき</p> <p>二 本業務規程に違反し、本会の信頼性を著しく毀損したとき</p> <p>三 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めるとき</p> <p>(認証の業務を行う者の配置)</p> <p>第15条 本会は、第14条第1項により選任した JIS 認証試験員を <u>JIS</u> ごとに2名以上配置する。</p> <p>2 本会は、第14条第1項により選任した JIS 認証審査員を省令第4条に規定する登録の区分ごとに2名以上配置する。</p>	<p>一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業(大学院においては修了)していること。</p> <p>二 当該 <u>日本工業規格</u> に関する十分な知識を有していること。</p> <p>三 JIS Q 17025 に関する十分な知識を有していること。</p> <p>四 当該 <u>日本工業規格</u> に関する試験に通算して1年以上、若しくは当該 <u>日本工業規格</u> 以外の <u>日本工業規格</u> に関する試験に通算して2年以上実務経験有すること。</p> <p>(JIS 認証審査員等の選任及び解任)</p> <p>第14条 JIS 認証審査員の選任者を <u>事務局長</u>、JIS 認証試験員の選任者を中央検査所長とする。</p> <p>2 それぞれの選任者は、次の各号の一に該当するときは、これを解任するものとする。</p> <p>一 休職、退職及び解雇になったとき</p> <p>二 本業務規程に違反し、本会の信頼性を著しく毀損したとき</p> <p>三 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めるとき</p> <p>(認証の業務を行う者の配置)</p> <p>第15条 本会は、第14条第1項により選任した JIS 認証試験員を <u>日本工業規格</u> ごとに2名以上配置する。</p> <p>2 本会は、第14条第1項により選任した JIS 認証審査員を省令第4条に規定する登録の区分ごとに2名以上配置する。</p>
<p><b>第5章 認証の方法</b></p> <p>(認証の申請)</p> <p>第16条 認証依頼者は、次の事項を記載した認証申請書を本会に提出しなければならない。</p> <p>一～二 略</p> <p>三 認証に係る <u>JIS</u> の番号</p> <p>四～六 略</p> <p>2 認証申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 鋳工業品に係る品質管理実施状況説明書(省令第2条第1項又は第2項に適合していることを説明する書面)</p> <p>二 鋳工業品に係る工場又は事業場に関する事項を説明した書類</p> <p>三 鋳工業品、その包装等に付す JIS マーク及び付記事項の表示方法及び位置図、並びに認証依頼者の名称又は <u>略号</u> の表示方法及び位置図</p> <p>四 鋳工業品の構造、材質及び性能を説明した書類</p> <p>五 その他、本会が必要とする資料</p>	<p><b>第5章 認証の方法</b></p> <p>(認証の申請)</p> <p>第16条 認証依頼者は、次の事項を記載した認証申請書を本会に提出しなければならない。</p> <p>一～二 略</p> <p>三 認証に係る <u>日本工業規格</u> の番号</p> <p>四～六 略</p> <p>2 認証申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 鋳工業品に係る品質管理実施状況説明書(省令第2条第1項又は第2項に適合していることを説明する書面)</p> <p>二 鋳工業品に係る工場又は事業場に関する事項を説明した書類</p> <p>三 鋳工業品、その包装等に付す JIS マーク及び付記事項の表示方法及び位置図、並びに認証依頼者の名称又は <u>略称</u> の表示方法及び位置図</p> <p>四 鋳工業品の構造、材質及び性能を説明した書類</p> <p>五 その他、本会が必要とする資料</p>

新	旧														
<p>(工場審査及び製品試験)</p> <p>第 17 条 <u>産業</u>標準化法、該当する <u>JIS</u> 及び関連基準等に定める方法により認証に係る工場審査並びに製品試験を行うものとする。また、必要に応じてこれらを補足する規程等を作成し、適用することができるものとする。</p> <p><u>2 前項に規定する関連基準等は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="147 400 898 663"> <thead> <tr> <th>文書番号</th> <th>文書名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>LIA-J400</u></td> <td><u>一般認証要求事項</u></td> </tr> <tr> <td><u>LIA-J500</u></td> <td><u>JIS 認証申請等の手引き</u></td> </tr> <tr> <td><u>LIA-S2120</u></td> <td><u>個別認証要求事項(JIS S 2120 ガス栓)</u></td> </tr> <tr> <td><u>LIA-S2135</u></td> <td><u>個別認証要求事項(JIS S 2135 ガス機器用迅速継手)</u></td> </tr> <tr> <td><u>LIA-S2146</u></td> <td><u>個別認証要求事項(JIS S 2146 ガスコード)</u></td> </tr> <tr> <td><u>LIA-S2190</u></td> <td><u>個別認証要求事項(JIS S 2190 ガス用ゴム管バンド)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 18 条 略</p> <p>(結果の評価)</p> <p>第 19 条 本会は、<u>産業</u>標準化法、省令、関連する <u>JIS</u> 及び本会が定める要求事項の該当する<u>全</u>ての事項に照らして、第 17 条の結果に基づき、認証申請書及び添付書類に定められた鉦工業品及び品質管理体制を評価する。</p> <p>第 20 条～第 21 条 略</p> <p>(認証書の交付)</p> <p>第 22 条 本会は、前条に基づき認証契約を認証依頼者と締結した場合、認証依頼者に対し認証書を交付する。また、認証書には次の事項を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 認証契約を締結した期日及び認証番号</li> <li>二 被認証者の氏名又は名称及び住所</li> <li>三 認証に係る <u>JIS</u> の番号及び <u>JIS</u> に種類又は等級が規定されている場合にあつては当該種類又は等級</li> <li>四 鉦工業品の名称</li> <li>五 認証の区分(<u>JIS</u>と同じ場合にあつては省略することができる。)</li> <li>六 認証に係る<u>全て</u>の工場又は事業場の名称及び所在地(現に製造された特定個数又は量の鉦工業品のロット認証の場合(全数について初回製品試験を行う場合を含む。))を除く。)</li> <li>七 ロットの個数又は量及び識別記号又は記号(現に製造された特定の個数又は量の鉦工業品に係るロット認証の場合に限る。)</li> <li>八 認証に係る<u>産業</u>標準化法の根拠条項</li> </ol>	文書番号	文書名	<u>LIA-J400</u>	<u>一般認証要求事項</u>	<u>LIA-J500</u>	<u>JIS 認証申請等の手引き</u>	<u>LIA-S2120</u>	<u>個別認証要求事項(JIS S 2120 ガス栓)</u>	<u>LIA-S2135</u>	<u>個別認証要求事項(JIS S 2135 ガス機器用迅速継手)</u>	<u>LIA-S2146</u>	<u>個別認証要求事項(JIS S 2146 ガスコード)</u>	<u>LIA-S2190</u>	<u>個別認証要求事項(JIS S 2190 ガス用ゴム管バンド)</u>	<p>(工場審査及び製品試験)</p> <p>第 17 条 <u>工業</u>標準化法、該当する <u>日本工業規格</u> 及び関連基準等に定める方法により認証に係る工場審査並びに製品試験を行うものとする。また、必要に応じてこれらを補足する規程等を作成し、適用することができるものとする。</p> <p>第 18 条 略</p> <p>(結果の評価)</p> <p>第 19 条 本会は、<u>工業</u>標準化法、省令、関連する <u>日本工業規格</u> 及び本会が定める要求事項の該当する<u>すべて</u>の事項に照らして、第 17 条の結果に基づき、認証申請書及び添付書類に定められた鉦工業品及び品質管理体制を評価する。</p> <p>第 20 条～第 21 条 略</p> <p>(認証書の交付)</p> <p>第 22 条 本会は、前条に基づき認証契約を認証依頼者と締結した場合、認証依頼者に対し認証書を交付する。また、認証書には次の事項を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 認証契約を締結した期日及び認証番号</li> <li>二 被認証者の氏名又は名称及び住所</li> <li>三 認証に係る <u>日本工業規格</u> の番号及び <u>日本工業規格</u> に種類又は等級が規定されている場合にあつては当該種類又は等級</li> <li>四 鉦工業品の名称</li> <li>五 認証の区分(<u>日本工業規格</u>と同じ場合にあつては省略することができる。)</li> <li>六 認証に係る<u>すべて</u>の工場又は事業場の名称及び所在地(現に製造された特定個数又は量の鉦工業品のロット認証の場合(全数について初回製品試験を行う場合を含む。))を除く。)</li> <li>七 ロットの個数又は量及び識別記号又は記号(現に製造された特定の個数又は量の鉦工業品に係るロット認証の場合に限る。)</li> <li>八 認証に係る<u>工業</u>標準化法の根拠条項</li> </ol>
文書番号	文書名														
<u>LIA-J400</u>	<u>一般認証要求事項</u>														
<u>LIA-J500</u>	<u>JIS 認証申請等の手引き</u>														
<u>LIA-S2120</u>	<u>個別認証要求事項(JIS S 2120 ガス栓)</u>														
<u>LIA-S2135</u>	<u>個別認証要求事項(JIS S 2135 ガス機器用迅速継手)</u>														
<u>LIA-S2146</u>	<u>個別認証要求事項(JIS S 2146 ガスコード)</u>														
<u>LIA-S2190</u>	<u>個別認証要求事項(JIS S 2190 ガス用ゴム管バンド)</u>														

新	旧
<p><b>第6章 製品試験</b></p> <p>第23条 略</p> <p>(製品試験の方法)</p> <p>第24条 製品試験は、第17条に定める <u>JIS</u> 等に規定する方法により行うものとする。</p> <p>2 初回製品試験は、原則として、本会の JIS 認証試験員が本会の中央検査所の試験設備を用いて、前項に規定する方法に基づき、認証依頼者が製造した鋳工業品について <u>JIS</u> で要求される <u>全ての</u> 事項について試験を行う。なお、当該初回製品試験に必要な <u>個数又は量</u> の試験用の鋳工業品は、本会の JIS 認証審査員又は JIS 認証試験員が無作為に抽出するものとする。</p> <p>第25条～第26条 略</p>	<p><b>第6章 製品試験</b></p> <p>第23条 略</p> <p>(製品試験の方法)</p> <p>第24条 製品試験は、第17条に定める <u>日本工業規格</u> 等に規定する方法により行うものとする。</p> <p>2 初回製品試験は、原則として、本会の JIS 認証試験員が本会の中央検査所の試験設備を用いて、前項に規定する方法に基づき、認証依頼者が製造した鋳工業品について <u>日本工業規格</u> で要求される <u>すべての</u> 事項について試験を行う。なお、当該初回製品試験に必要な <u>数量</u> の試験用の鋳工業品は、本会の JIS 認証審査員又は JIS 認証試験員が無作為に抽出するものとする。</p> <p>第25条～第26条 略</p>
<p><b>第7章 認証の維持</b></p> <p>(認証維持審査)</p> <p>第27条 本会は、被認証者に対して3年ごとに1回以上の頻度で、第3条第四号に掲げる認証維持審査を行う。</p> <p>2 認証維持審査は、第17条に規定する規程等に基づき、認証維持工場審査及び認証維持製品試験により行うものとする。</p> <p><u>3 本会が、鋳工業品の認証の全部又は一部の取消しを受けた者に対して再び当該取消しを受けた鋳工業品の認証を行った場合にあっては、第1項の審査は、当該認証を行った後3年間は1年ごとに1回以上の頻度で行うものとする。</u></p> <p>第28条 略</p> <p>(臨時の認証維持審査)</p> <p>第29条 本会は、次に掲げる場合には、臨時の認証維持審査を実施するものとする。ただし、当該内容により、工場審査及び製品試験の一部を省略することができるものとする。</p> <p>一 被認証者が、認証に係る鋳工業品の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとしたとき</p> <p>二 認証に係る <u>JIS</u> が改正された場合であって、当該改正により、認証に係る鋳工業品が <u>JIS</u> に適合しなくなるおそれのあるとき又は被認証者の品質管理体制を変更する必要があるとき</p> <p>三 第三者から認証に係る鋳工業品が <u>JIS</u> に適合しない旨又は被認証者の品質管理体制が省令第2条の基準に適合しない旨の申立てを受けた場合であって、その蓋然性が高いとき</p> <p><u>四 本会が省令第15条第7項に規定する請求を取り消す旨の通知を行ったとき</u></p>	<p><b>第7章 認証の維持</b></p> <p>(認証維持審査)</p> <p>第27条 本会は、被認証者に対して3年ごとに1回以上の頻度で、第3条第四号に掲げる認証維持審査を行う。</p> <p>2 認証維持審査は、第17条に規定する規程等に基づき、認証維持工場審査及び認証維持製品試験により行うものとする。</p> <p>第28条 略</p> <p>(臨時の認証維持審査)</p> <p>第29条 本会は、次に掲げる場合には、臨時の認証維持審査を実施するものとする。ただし、当該内容により、工場審査及び製品試験の一部を省略することができるものとする。</p> <p>一 被認証者が、認証に係る鋳工業品の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとしたとき</p> <p>二 認証に係る <u>日本工業規格</u> が改正された場合であって、当該改正により、認証に係る鋳工業品が <u>日本工業規格</u> に適合しなくなるおそれのあるとき又は被認証者の品質管理体制を変更する必要があるとき</p> <p>三 第三者から認証に係る鋳工業品が <u>日本工業規格</u> に適合しない旨又は被認証者の品質管理体制が省令第2条の基準に適合しない旨の申立てを受けた場合であって、その蓋然性が高いとき</p>

新	旧
<p><b>五</b> 第一号から<b>第四号</b>までに掲げるもののほか、認証に係る鉱工業品が <b>JIS</b> に適合せず、若しくは被認証者の品質管理体制が省令第 2 条の基準に適合せず、又は適合しないおそれのある事実を把握したとき</p> <p>2 臨時の認証維持審査は、前項の各号に対して次の時期までに実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 前項第一号にあつては、当該変更又は追加が行われるまで</li> <li>二 前項第二号にあつては、当該 <b>JIS</b> の改正後 1 年以内</li> <li>三 前項第三号及び <b>第五号</b>にあつては、当該事実を把握した後速やかに</li> </ul> <p><b>四</b> 前項<b>第四号</b>にあつては、請求を取り消す旨の通知を行った日から <b>1 年以内</b></p> <p>(違法な表示等に係る措置)</p> <p>第 30 条 本会は、被認証者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該被認証者に対し、これを是正し、及び必要となる予防措置を講じるように請求するものとする。</p> <p>一～四 略</p> <p>2 本会は、次の各号に掲げる場合には、認証を<b>取り消し</b>、又は速やかに、被認証者に対して JIS マーク(これと紛らわしい表示を含む。)の表示の使用の全部若しくは一部を行わないように請求し、かつ、被認証者が保有する JIS マークの付してある鉱工業品(その包装、容器又は送り状に JIS マークの付してある場合における当該鉱工業品を含む。)であつて <b>JIS</b> に適合していないものを出荷しないように請求するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 被認証者が製造した鉱工業品がその表示に係る <b>JIS</b> に適合しないとき</li> <li>二 被認証者の品質管理体制が省令第 2 条の基準に適合していない場合であつて、その内容が、認証に係る鉱工業品が <b>JIS</b> に適合しなくなるおそれのあるときその他重大なものであるとき</li> <li>三 前項の請求に被認証者が適確に、又は速やかに応じなかったとき</li> </ul> <p>3 本会は、前項の請求をする場合には、被認証者に対し、次に掲げる事項を記載した文書により通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 請求の対象となる被認証者の工場又は事業場及び鉱工業品の範囲</li> <li>二 請求する日以降その請求を<b>取り消す</b>までの間に、鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、JIS マーク(これと紛らわしい表示を含む。)の表示を付してはならない旨</li> <li>三 被認証者が保有する JIS マーク(これと紛らわしい表示を含む。)の表示の付してある鉱工業品(その包装、容器又は送り状に JIS マークの付してある場合における当該鉱工業品を含む。)であつて、<b>JIS</b> に適合していないものを出荷してはならない旨</li> </ul> <p>四 請求の有効期間</p> <p>五 前号の有効期間内に認証に係る鉱工業品が <b>JIS</b> に適合しなくなった原因を是正し、又は被認証者の品質管理体制を省令第 2 条の基準に適合するように是正し、及び必要な予防措置を講じること</p> <p>4 本会は、前項第四号に規定する請求の有効期間を延長することができる。</p> <p>5 本会は、第 3 項第四号の有効期間(前項の規定により延長した場合を含む。)内に第 3 項第五号に規定する是正及び予防措置が講じられなかった場合には、認証を<b>取り消す</b>ものとする。</p> <p>6 本会は、前項の取消しをする場合には、被認証者に対し、その保有する当該<b>取り消した</b>認証に係る鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付された JIS マーク(これと紛らわしい表示</p>	<p><b>四</b> 第一号から<b>第三号</b>までに掲げるもののほか、認証に係る鉱工業品が <b>日本工業規格</b> に適合せず、若しくは被認証者の品質管理体制が省令第 2 条の基準に適合せず、又は適合しないおそれのある事実を把握したとき</p> <p>2 臨時の認証維持審査は、前項の各号に対して次の時期までに実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 前項第一号にあつては、当該変更又は追加が行われるまで</li> <li>二 前項第二号にあつては、当該 <b>日本工業規格</b> の改正後 1 年以内</li> <li>三 前項第三号及び <b>第四号</b>にあつては、当該事実を把握した後速やかに</li> </ul> <p>(違法な表示等に係る措置)</p> <p>第 30 条 本会は、被認証者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該被認証者に対し、これを是正し、及び必要となる予防措置を講じるように請求するものとする。</p> <p>一～四 略</p> <p>2 本会は、次の各号に掲げる場合には、認証を<b>取消し</b>、又は速やかに、被認証者に対して JIS マーク(これと紛らわしい表示を含む。)の表示の使用の全部若しくは一部を行わないように請求し、かつ、被認証者が保有する JIS マークの付してある鉱工業品(その包装、容器又は送り状に JIS マークの付してある場合における当該鉱工業品を含む。)であつて <b>日本工業規格</b> に適合していないものを出荷しないように請求するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 被認証者が製造した鉱工業品がその表示に係る <b>日本工業規格</b> に適合しないとき</li> <li>二 被認証者の品質管理体制が省令第 2 条の基準に適合していない場合であつて、その内容が、認証に係る鉱工業品が <b>日本工業規格</b> に適合しなくなるおそれのあるときその他重大なものであるとき</li> <li>三 前項の請求に被認証者が適確に、又は速やかに応じなかったとき</li> </ul> <p>3 本会は、前項の請求をする場合には、被認証者に対し、次に掲げる事項を記載した文書により通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 請求の対象となる被認証者の工場又は事業場及び鉱工業品の範囲</li> <li>二 請求する日以降その請求を<b>取消す</b>までの間に、鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、JIS マーク(これと紛らわしい表示を含む。)の表示を付してはならない旨</li> <li>三 被認証者が保有する JIS マーク(これと紛らわしい表示を含む。)の表示の付してある鉱工業品(その包装、容器又は送り状に JIS マークの付してある場合における当該鉱工業品を含む。)であつて、<b>日本工業規格</b> に適合していないものを出荷してはならない旨</li> </ul> <p>四 請求の有効期間</p> <p>五 前号の有効期間内に認証に係る鉱工業品が <b>日本工業規格</b> に適合しなくなった原因を是正し、又は被認証者の品質管理体制を省令第 2 条の基準に適合するように是正し、及び必要な予防措置を講じること</p> <p>4 本会は、前項第四号に規定する請求の有効期間を延長することができる。</p> <p>5 本会は、第 3 項第四号の有効期間(前項の規定により延長した場合を含む。)内に第 3 項第五号に規定する是正及び予防措置が講じられなかった場合には、認証を<b>取消す</b>ものとする。</p> <p>6 本会は、前項の取消しをする場合には、被認証者に対し、その保有する当該<b>取消した</b>認証に係る鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付された JIS マーク(これと紛らわしい表示を</p>

新	旧
<p>を含む。)の表示を除去し、又は抹消するように請求するものとする。</p> <p>7 本会は、認証に係る鉱工業品がその表示に係る <u>JIS</u> に適合しなくなった原因が是正され、又は被認証者の品質管理体制が省令第2条の基準に適合することとなり、及び必要となる予防措置が講じられたことを確認した場合には、被認証者に対し、速やかに、文書により第2項の請求を <u>取り消す</u> 旨通知するものとする。</p> <p>(認証の取消し)</p> <p>第31条 本会は、次の各号に掲げる場合には、被認証者に係る認証を <u>全て取り消す</u> ものとする。</p> <p>一 第27条又は第29条に規定する審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき</p> <p>二 第30条第2項の請求をした場合であって、その有効期間内に、被認証者が鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、JISマーク(これと紛らわしい表示を含む。)の表示を付したとき</p> <p>三 第30条第2項の請求をした場合であって、その有効期間内に、被認証者がその保有するJISマークの表示の付してある鉱工業品(その包装、容器又は送り状にJISマークの付してある場合における当該鉱工業品を含む。)であって、<u>JIS</u> に適合していないものを出荷したとき</p> <p>2 第30条第6項の規定は、前項の規定による認証の取消しに準用する。</p> <p>(違法表示の通知)</p> <p>第32条 本会は、JISマークの表示又はこれと紛らわしい表示が鉱工業品に違法に付されていることを知った場合には、経済産業大臣に対し、直ちに、当該事実を通知するものとする。</p>	<p>含む。)の表示を除去し、又は抹消するように請求するものとする。</p> <p>7 本会は、認証に係る鉱工業品がその表示に係る <u>日本工業規格</u> に適合しなくなった原因が是正され、又は被認証者の品質管理体制が省令第2条の基準に適合することとなり、及び必要となる予防措置が講じられたことを確認した場合には、被認証者に対し、速やかに、文書により第2項の請求を <u>取消す</u> 旨通知するものとする。</p> <p>(認証の取消し)</p> <p>第31条 本会は、次の各号に掲げる場合には、被認証者に係る認証を <u>すべて取消す</u> ものとする。</p> <p>一 第27条又は第29条に規定する審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき</p> <p>二 第30条第2項の請求をした場合であって、その有効期間内に、被認証者が鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、JISマーク(これと紛らわしい表示を含む。)の表示を付したとき</p> <p>三 第30条第2項の請求をした場合であって、その有効期間内に、被認証者がその保有するJISマークの表示の付してある鉱工業品(その包装、容器又は送り状にJISマークの付してある場合における当該鉱工業品を含む。)であって、<u>日本工業規格</u> に適合していないものを出荷したとき</p> <p>2 第30条第6項の規定は、前項の規定による認証の取消しに準用する。</p> <p>(違法表示の通知)</p> <p>第32条 本会は、JISマークの表示又はこれと紛らわしい表示が鉱工業品に違法に付されていることを知った場合には、経済産業大臣に対し、直ちに、当該事実を通知するものとする。</p>
<p><b>第8章 JIS 認証運営委員会</b></p> <p>第33条 略</p> <p>(運営委員会の構成)</p> <p>第34条 運営委員会は、5名以上の委員をもって構成する。</p> <p>2 運営委員会の構成は、特定の関係者を優先することなく、かつ、重要な関わりをもつ <u>全ての</u> 関係者が参加できるようにする。</p> <p>3～4 略</p> <p>(運営委員会委員の選任及び任期)</p> <p>第35条～第38条 略</p> <p>(運営委員会議事録)</p> <p>第39条 運営委員会の議事の経過及びその結果を記録した議事録を作成し、委員長の承認を得た後、<u>10年間以上</u> 保存しなければならない。</p>	<p><b>第8章 JIS 認証運営委員会</b></p> <p>第33条 略</p> <p>(運営委員会の構成)</p> <p>第34条 運営委員会は、5名以上の委員をもって構成する。</p> <p>2 運営委員会の構成は、特定の関係者を優先することなく、かつ、重要な関わりをもつ <u>すべての</u> 関係者が参加できるようにする。</p> <p>3～4 略</p> <p>(運営委員会委員の選任及び任期)</p> <p>第35条～第38条 略</p> <p>(運営委員会議事録)</p> <p>第39条 運営委員会の議事の経過及びその結果を記録した議事録を作成し、委員長の承認を得た後、<u>3年間以上</u> 保存しなければならない。</p>

新	旧
<p><b>第 9 章 JIS 認証判定委員会</b></p> <p>第 40 条～第 45 条 略</p> <p>(判定委員会議事録)</p> <p>第 46 条 判定委員会の議事の経過及びその結果を記録した議事録を作成し、委員長の承認を得た後、<u>10 年間以上</u>保存しなければならない。</p>	<p><b>第 9 章 JIS 認証判定委員会</b></p> <p>第 40 条～第 45 条 略</p> <p>(判定委員会議事録)</p> <p>第 46 条 判定委員会の議事の経過及びその結果を記録した議事録を作成し、委員長の承認を得た後、<u>3 年間以上</u>保存しなければならない。</p>
<p><b>第 10 章 遵守事項</b></p> <p>(認証の報告)</p> <p>第 47 条 本会は、<u>認証を行ったときには、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した報告書により経済産業大臣に報告するものとする。</u></p> <p><u>一 認証契約を締結した期日及び認証番号</u></p> <p><u>二 被認証者の氏名又は名称、住所及び法人番号</u></p> <p><u>三 認証に係る JIS の番号及び JIS の種類又は等級(当該 JIS に種類又は等級が定められている場合に限る。)</u></p> <p><u>四 鉱工業品の名称</u></p> <p><u>五 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地</u></p> <p><u>六 認証に係る鉱工業品の製造が複数の工場又は事業場で行われる場合にあつては、当該工場又は事業場を識別するための表示事項及びその方法</u></p> <p><u>七 認証契約の有効期間を定めたときは、その期間</u></p> <p><u>八 表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法</u></p> <p><u>九 現に製造された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合にあつては、当該鉱工業品の個数又は量並びに当該鉱工業品又はその放送、容器若しくは送り状に付されている識別番号又は記号及びその表示の方法</u></p> <p><u>十 認証に係る法の根拠条項</u></p> <p><u>2 本会は、前項各号に掲げる事項に変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。</u></p> <p><u>3 本会は、被認証者に対して省令第 15 条第 2 項の請求又は同条第 7 項の通知をした場合にあつては、速やかに、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。</u></p> <p><u>4 本会は、認証の全部又は一部を取り消した場合にあつては、直ちに、当該取り消した期日及び認証番号、取り消した認証に係る被認証者の氏名又は名称、住所及び法人番号、取り消した認証に係る第 1 項第三号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びにその理由を記載した報告書により経済産業大臣に報告するものとする。</u></p> <p><u>5 本会は、認証契約が終了した場合(現に製造された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合を除く。)にあつては、遅滞なく、当該終了した期日及び認証番号、終了した認証契約に係る被認証者の氏名又は名称、住所及び法人番号、終了した認証契約に係る第 1 項第三</u></p>	<p><b>第 10 章 遵守事項</b></p> <p>(認証の報告)</p> <p>第 47 条 本会は、<u>第 22 条に規定する認証書を発行した後、遅滞なく、省令第 22 条(認証の報告)に規定される事項について経済産業大臣に報告しなければならない。</u></p>

新	旧
<p><u>号から第六号まで及び第十号に掲げる事項並びにその理由を記載した報告書により経済産業大臣に報告するものとする。</u></p> <p>(認証の公表)  第 48 条 本会は、次に掲げる事項を行った場合、省令第 14 条の規定に基づき、第 5 条に掲げる事務所で公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して公表しなければならない。  一 鉱工業品の認証を行った場合  <u>二 省令第 15 条第 2 項に規定する請求を行った場合</u>  <u>三 鉱工業品の認証の全部又は一部を取り消した場合</u>  <u>四 認証契約が終了した場合(現に製造された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合を除く。)</u></p> <p>(業務規程の届出)  第 49 条 本会は、省令 <u>第 28 条</u>の規定に基づき、認証の業務の開始2週間前までに本業務規程を経済産業大臣に届け出なければならない。また、本業務規程を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(事務所等の変更の届出)  第 50 条 本会は、認証に係る事務所等の変更を行うときは、<u>産業標準化法第 46 条</u>及び省令第 27 条(事務所等の変更の届出)の規定に基づき、所定の期間内に経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>(業務の休廃止の届出)  第 51 条 本会は、認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとしたときは、<u>産業標準化法第 48 条</u>及び省令 <u>第 29 条</u>(業務の休廃止の届出)の規定に基づき、休止し、又は廃止しようとする日の6ヶ月前までに経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>(遵守事項)  第 52 条 役員、JIS 認証審査員、JIS 認証試験員及びその他の職員(以下「職員等」という。)は、以下の事項を遵守しなければならない。  一 職員等は、常に秩序を重んじ規律に従い公正な立場において業務に従事しなければならない。  二 職員等は、認証に係る業務を実施するにあたり、特定の<u>者</u>を不当に差別的に取り扱ってはならない。  三～六 略</p>	<p>(認証の公表)  第 48 条 本会は、次に掲げる事項を行った場合、省令第 14 条の規定に基づき、第 5 条に掲げる事務所で公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して公表しなければならない。  一 鉱工業品の認証を行った場合    <u>二 鉱工業品の認証の全部又は一部を取消した場合</u>  <u>三 認証契約が終了した場合(現に製造された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合を除く。)</u></p> <p>(業務規程の届出)  第 49 条 本会は、省令 <u>第 24 条</u>の規定に基づき、認証の業務の開始2週間前までに本業務規程を経済産業大臣に届け出なければならない。また、本業務規程を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(事務所等の変更の届出)  第 50 条 本会は、認証に係る事務所等の変更を行うときは、<u>工業標準化法第 32 条</u>及び省令第 27 条(事務所等の変更の届出)の規定に基づき、所定の期間内に経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>(業務の休廃止の届出)  第 51 条 本会は、認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとしたときは、<u>工業標準化法第 34 条</u>及び省令 <u>第 25 条</u>(業務の休廃止の届出)の規定に基づき、休止し、又は廃止しようとする日の6ヶ月前までに経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>(遵守事項)  第 52 条 役員、JIS 認証審査員、JIS 認証試験員及びその他の職員(以下「職員等」という。)は、以下の事項を遵守しなければならない。  一 職員等は、常に秩序を重んじ規律に従い公正な立場において業務に従事しなければならない。  二 職員等は、認証に係る業務を実施するにあたり、特定の<u>もの</u>を不当に差別的に取り扱ってはならない。  三～六 略</p>

新	旧
<p><b>第11章 帳簿</b></p> <p>(帳簿の記載事項)</p> <p>第53条 本会は、認証を行ったときには、<u>産業標準化法第53条</u>に基づき、速やかに次の事項を帳簿に記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 認証依頼者の氏名又は名称及び住所、並びに法人にあってはその代表者の氏名</li> <li>二 認証の依頼を受けた期日</li> <li>三 認証の依頼に係る <u>JIS</u> の番号及び <u>JIS</u> の種類又は等級(当該 <u>JIS</u> に種類又は等級が定められている場合に限る。)</li> <li>四 鉱工業品の名称</li> <li>五 審査を行った期日</li> <li>六 審査の結果</li> <li>七 審査を行った者の氏名</li> <li>八 認証契約を締結した期日及び認証番号</li> </ul> <p>2 前項各号に掲げる事項を帳簿に記載するときは、鉱工業品ごとに区分して、記載しなければならない。</p> <p>3 帳簿を保存しなければならない期間は、帳簿の最終の記載の日から起算して5年とする。</p>	<p><b>第11章 帳簿</b></p> <p>(帳簿の記載事項)</p> <p>第53条 本会は、認証を行ったときには、<u>工業標準化法第39条</u>に基づき、速やかに次の事項を帳簿に記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 認証依頼者の氏名又は名称及び住所、並びに法人にあってはその代表者の氏名</li> <li>二 認証の依頼を受けた期日</li> <li>三 認証の依頼に係る <u>日本工業規格</u> の番号及び <u>日本工業規格</u> の種類又は等級(当該 <u>日本工業規格</u> に種類又は等級が定められている場合に限る。)</li> <li>四 鉱工業品の名称</li> <li>五 審査を行った期日</li> <li>六 審査の結果</li> <li>七 審査を行った者の氏名</li> <li>八 認証契約を締結した期日及び認証番号</li> </ul> <p>2 前項各号に掲げる事項を帳簿に記載するときは、鉱工業品ごとに区分して、記載しなければならない。</p> <p>3 帳簿を保存しなければならない期間は、帳簿の最終の記載の日から起算して5年とする。</p>
<p><b>第12章 苦情等の処理</b></p> <p>第54条～第55条 略</p>	<p><b>第12章 苦情等の処理</b></p> <p>第54条～第55条 略</p>
<p><b>第13章 雑則</b></p> <p>第56条～第59条 略</p>	<p><b>第13章 雑則</b></p> <p>第56条～第59条 略</p>
<p>附 則 (中略)</p> <p><u>附 則 (令和元年6月7日改正)</u>  <u>この改正は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第1条の改正は、令和元年6月25日の定款変更の成立を条件とする。</u></p>	<p>附 則 (中略)</p>